

三重県公文書等管理条例（仮称）中間案の概要について



[Redacted]

○ 特定歴史公文書等の利用不正等に対する審査請求等の手続を整備

[Redacted]

[Redacted]

○ 加筆訂正に関する書類についての取扱いを整備

[Redacted]

- 公文書の作成、整理、保存 → 実施機関及び職員の責務として明記
- 正当な理由なしに公文書の書換え、差替え等を行うことの禁止
- 公文書の廃棄前の知事への報告の義務付け

[Redacted]

公文書管理規程の制定を義務付け

[Redacted]